

駐車監視員活動ガイドライン

【光が丘 警察署】

趣旨

駐車監視員とは、警察署長の委託を受けた法人の下で、地域を巡回し、放置車両の確認や確認標章の取付けなどの仕事を行う人のことであり、法律上の資格が必要とされています(反則告知をしたり、金銭の徴収をしたりすることはありません。)

活動方針

駐車監視員は、下記の路線、地域、時間帯を重点に巡回し、放置車両の確認等を実施します。

留意事項

駐車監視員が行う放置車両確認事務は、以下に示す「駐車監視員活動ガイドライン」の範囲内となりますが、当該ガイドラインの範囲外であっても、次の事情に該当する場合は、委託警察署長の指示に従い確認事務を行うことができます。

- (1) 活動場所に赴く途中等において、悪質・危険性、迷惑性が極めて高い放置車両を発見した場合
- (2) 110番等による突発的な駐車苦情に対する措置依頼を受けた場合
- (3) 臨時的な祭礼・催物等により、駐車実態の悪化が予想される場合
- (4) その他、特に委託警察署長が指示する場合

参考事項

警察官は、「駐車監視員活動ガイドライン」の重点路線、地域及び時間帯以外においても、必要に応じた取締り活動を行います。

重点路線

◎ 最重点路線

No	路線名	通称道路名	区 間		重点時間帯	備 考
1	都道	光が丘駅前大通り	光が丘3-10先光が丘消防署前交差点	高松5-12先笹目通り高松六丁目交差点	9-19	時間制限駐車区間は日・休除く
2	国道254号	川越街道	北町8-34先豊島園通り	錦1-32先	8-20	
3	主要地方道8号~24号	目白通り	三原台3-31先比丘尼交差点	高松3-2先練馬大橋	8-20	
4	主要地方道311号	環状八号線	南田中3-20先	南田中1-21先八成橋第二交差点	8-20	
			錦2-18先川越街道	北町1-42先	8-20	
			高松1-30先	高松3-1先	8-20	
			富士見台4-4先	南田中2-20先	8-20	側道を除く
5	国道254号	川越街道	北町8-35先	田柄2-48先	8-20	
6	都道443号	笹目通り	旭町1-42先土支田交差点	南田中3-20先	8-20	

◎ 重点路線

No	路線名	通称道路名	区 ← → 間	重点時間帯	備 考
1	区道	光が丘西大通り	旭町2-46先～光が丘公園西交差点～清掃工場入口交差点～光が丘7-1光が丘南交差点	9-19	旭町2-46～旭町2-39の間は日・休を除く
2	区道	—	光が丘5-4先清掃工場入口交差点～田柄4-41先田柄高校角交差点	9-19	
3	区道	—	光が丘5-3先光が丘清掃工場前交差点 光が丘5-1先	9-19	
4	区道	—	光が丘1-6先 田柄4-41先田柄高校角交差点	9-19	日・休を除く
5	都道	光が丘南大通り	光が丘3-1先光が丘五小前交差点 谷原1-22先谷原三丁目交差点	9-19	
6	区道	光が丘東大通り	光が丘2-1先田柄三小前交差点 光が丘3-1先光が丘五小前交差点	9-19	
7	区道	豊島園通り	北町8-34先川越街道 田柄5-1先	9-19	
8	区道	田柄通り	北町7-8先北町西小入口交差点 田柄5-16先光が丘消防署前交差点	9-19	
9	区道	旧川越街道	北町3-18先川越街道 北町1-4先	9-19	
10	区道	北原通り	谷原3-1先谷原二丁目交差点 谷原6-9先三軒寺交差点	9-18	
11	主要地方道24号	大泉駅前通り	谷原5-4先 三原台3-8先大泉通り下屋敷交差点	9-18	
12	区道～主要地方道 68号	土支田通り	三原台3-8先大泉通り下屋敷交差点 土支田1-29先土支田交差点	9-18	
13	都道439号	千川通り	富士見台1-4先 南田中1-21先八成橋第二交差点	9-18	

◎ 最重点地域

No	地 域	重点時間帯	備 考
1	最重点路線(光が丘駅前大通り、川越街道、目白通り)周辺	8-20	光が丘駅周辺は9-19
2	地下鉄光が丘駅周辺	9-19	

◎ 重点地域

No	地 域	重点時間帯	備 考
1	西武線練馬高野台駅及び高野台1・2丁目周辺	9-18	
2	東武線練馬駅周辺	9-19	
3	東武線下赤塚駅及び田柄2・4丁目周辺	9-18	
4	地下鉄平和台駅周辺	9-20	
5	高松5・6丁目周辺	9-19	
6	錦2丁目周辺	9-18	

◎ 自動二輪、原付重点地域

No	地 域	重点時間帯	備 考
1	地下鉄光が丘駅周辺	9-19	

